

じゅうたくふじょ げんどがく かいてい
 <住宅扶助の限度額の改定について>

平成27年5月
 大阪市

へいせい ねん がつ じゅうきょ ちんたいしゃくけいやく ないようなど おう じゅんじ へいせい ねん がつ にちいこう はじ とうらい けいやくきかん まんりょうび よくげつ
 平成27年7月から、住居の賃貸借契約の内容等に応じ、順次、(平成27年7月1日以降に初めて到来する契約期間の満了日の翌月か
ら。契約期間の更新に関する定めが無い場合は、平成28年7月から。但し、除外項目あり。)住宅扶助の限度額が変更されます(7月1
 にちいこう てんきょ ばあい あたら げんどがく てきよう
 日以降に転居される場合も新しい限度額が適用されます。)

ひとりせたい ばあい じゅうきょ ゆかめんせき おう げんどがく と い じゅうせいかつ けんこう ぶんかてき さいていげんどう せいかつ ほしょう
 これは、1人世帯の場合、住居の床面積に応じた限度額を取り入れるなど、住生活においても「健康で文化的な最低限度の生活を保障
 する」という かんが 考えのもとに行われるものです。具体的な限度額は次のとおりですが、ご自身の住宅扶助額の取扱いについては、担当ケ
 ースワーカーまでおたずねください。

世帯人員	1人				2人	3~5人	6人	7人以上
	6㎡以下	7~10㎡	11~15㎡	16㎡以上	-	-	-	-
床面積	6㎡以下	7~10㎡	11~15㎡	16㎡以上	-	-	-	-
限度額	28,000円	32,000円	36,000円	40,000円	48,000円	52,000円	56,000円	62,000円